

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

（下線及び二重下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別紙 2（第 5 条関係） 無線局の目的別審査基準 [第 1 略] 第 2 陸上関係 1 電気通信業務用 [(1)～(19) 略] (20) 広帯域移動無線アクセスシステム（2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)及び第 3 の 1 (3)カ(イ)において同じ。）の無線局 [ア～ク 略] ケ 他の無線局との干渉調整等 [(ア) 略] (イ) (ア) によるほか、2545MHzを超え<u>2575MHz</u>以下の周波数の電波を使用する無線局にあつては<u>設備規則第 49 条の 23 第 1 号に規定する携帯移動地球局及び携帯基地地球局</u>、2595MHzを超え<u>2645MHz</u>以下の周波数の電波を使用する無線局にあつては<u>設備規則第 49 条の 23 第 1 号に規定する人工衛星局</u>の運用を阻害する混信を防止するための具体的な対策を講ずるものであること。 [(ウ) 略] [コ～シ 略] [(21) 略] [2～4 略] 第 3 衛星関係 1 システム別審査基準 [(1)・(2) 略] (3) <u>設備規則第 49 条の 23 第 1 号に規定する人工衛星局及び携帯移動地球局</u> ア 適用の範囲 電気通信事業者が開設する<u>設備規則第 49 条の 23 第 1 号に規定する人工衛星局及び携帯移動地球局</u>に適用する。 [削る] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> 通信の相手方 <u>携帯移動地球局の通信の相手方は「設備規則第 49 条の 23 第 1 号に規定する人工衛星局」</u>であること。 <u>エ</u> 無線設備の常置場所等 (ア) 常置場所 <u>携帯移動地球局の常置場所は当該電気通信事業者の事業所の所在地であること。</u> (イ) 移動範囲 <u>携帯移動地球局の移動範囲は当該電気通信事業者の業務区域内とする。</u> <u>オ</u> 工事設計等 (ア) <u>携帯移動地球局</u>の空中線電力は、空中線の利得を</p>	<p>別紙 2（第 5 条関係） 無線局の目的別審査基準 [第 1 同左] 第 2 陸上関係 1 電気通信業務用 [(1)～(19) 同左] (20) 広帯域移動無線アクセスシステム（2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)において同じ。）の無線局 [ア～ク 同左] ケ 他の無線局との干渉調整等 [(ア) 同左] (イ) (ア) によるほか、2545MHzを超え<u>2555MHz</u>以下の周波数の電波を使用する無線局にあつては<u>2505MHzを超え2535MHz以下の周波数の電波を使用する無線局</u>、<u>2645MHzを超え2650MHz</u>以下の周波数の電波を使用する無線局にあつては<u>2660MHzを超え2690MHz以下の周波数の電波を使用する人工衛星に開設された無線局</u>の運用を阻害する混信を防止するための具体的な対策を講ずるものであること。 [(ウ) 同左] [コ～シ 同左] [(21) 同左] [2～4 同左] 第 3 衛星関係 1 システム別審査基準 [(1)・(2) 同左] (3) <u>対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、2,660MHzから2,690MHzまでの周波数の電波を使用するもの</u> ア 適用の範囲 電気通信事業者が、<u>N－STAR衛星を利用して携帯移動衛星通信を行うために開設する携帯移動地球局（以下「N－STAR移動電話」という。）</u>に適用する。 <u>イ 無線局の用途</u> <u>N－STAR移動電話は、携帯無線通信サービスのエリア補完の用途に使用するものであること。</u> <u>ウ</u> [同左] <u>エ</u> 通信の相手方 「<u>免許人所属の人工衛星局</u>」であること。 <u>オ</u> 無線設備の常置場所等 (ア) 常置場所 当該事業者の事業所の所在地であること。 (イ) 移動範囲 当該電気通信事業者の業務区域内とする。 <u>カ</u> 工事設計等 (ア) 空中線電力は、空中線の利得を考慮し、最大等価</p>

考慮し、最大等価等方輻射電力EIRPが17dB（1ワットを0dBとする。）以下になるものであること。

$$EIRP = P + G - L$$

P：空中線電力

G：空中線利得

L：給電系損失

(イ) 人工衛星局からの所要電界強度は、サービスエリア内において7.3dB μ V/m以上であり、携帯移動地球局はこれにより支障なく動作するものであること。

(ウ) 人工衛星局が自帯域内における所望信号のD/U比を確保するために設定するNPR(送信機出力における所望波と雑音の電力密度比をいう。)について、送信機出力における雑音の電力密度が他の無線局に影響を与えない適切なレベル以下となっていること。

カ 他の無線局との干渉調整等

携帯移動地球局にあつては、2595MHzを超え2645MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の運用を阻害する混信を防止するための必要な措置を講ずるものであること。

[(4)～(16) 略]

[2・3 略]

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

[(1)～(4) 略]

(5) 設備規則第49条の23第1号に規定する携帯移動地球局に係る特定無線局

電気通信事業者が、設備規則第49条の23第1号に規定する人工衛星局を利用して携帯移動衛星通信を行うために開設する携帯移動地球局であつて、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1の(3)に定める携帯移動地球局に係る基準のほか、次の基準により行う。

[ア～ウ 略]

[(6)～(18) 略]

[2・3 略]

等方輻射電力EIRPが17dB（1ワットを0dBとする。）以下になるものであること。

$$EIRP = P + G - L$$

P：空中線電力

G：空中線利得

L：給電系損失

(イ) 人工衛星局からの所要電界強度は、サービスエリア内において7.3dB μ V/m以上であり、これにより支障なく動作するものであること。

[新設]

[新設]

[(4)～(16) 同左]

[2・3 略]

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

[(1)～(4) 同左]

(5) 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う特定無線局で、2,660MHzから2,690MHzまでの周波数の電波を使用するもの

電気通信事業者が、N-STAR衛星を利用して携帯移動衛星通信を行うために開設する携帯移動地球局であつて、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1の(3)に定める基準のほか、次の基準により行う。

[ア～ウ 略]

[(6)～(18) 同左]

[2・3 略]

附 則

この訓令は、 月 日から施行する。